

平安時代の紀伝科をめぐる憶説

桑田訓也

I はじめに

紀伝科は、九世紀前半の一時期に存在した大学寮の学科である。その実態は、関連史料がきわめて少ないこともあり、ほとんどわかっていない。そのためか、先行研究においては、文章科が発展して紀伝道が成立するまでの一過程、あるいは経学・文学・史学などの学問分野の相互関係という文脈において触れられることが多く¹、紀伝科それ自体の検討が十分に行われているとは言い難い。

本稿では、史料的限界を承知の上で、あえて紀伝科それ自体の検討を試みたい。紀伝科の実態と成立の経緯を少しでも明らかにし、複雑な変遷を辿った文章科の制度史的理解とその歴史的背景についての見通しを得ることを目的とする。

以下、II・IIIで、紀伝科廃止に関する知見を手がかりに、学科の具体的なあり方を遡及的に考察し、続くIVで、その成果を踏まえつつ、紀伝科が設置された理由について検討を加えることとする。

II 紀伝科とその廃止

1 紀伝科の概要

紀伝科は、大同三年（808）に創設され、承和元年（834）に廃止された。根拠となる史料は、次のとおりである。

【史料1】『類聚三代格』卷四 大同三年二月四日付太政官符

太政官符

紀伝博士一員

右右大臣（藤原内麻呂）宣、奉レ勅、割ニ直講員一、置ニ件博士一。其官位同ニ直講一。

大同三年二月四日

【史料2】『類聚三代格』卷四 承和元年三月八日付太政官符

太政官符

応レ加ニ置文章博士一員一事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣、奉レ勅、宜レ停ニ紀伝博士²一員一。其

紀伝得業及生亦從二停止一。

承和元年三月八日

【史料3】『類聚国史』卷一〇七 承和元年四月庚子条

勅、宜下停ニ紀伝博士一、加中置文章博士一員上。其紀伝得業及生徒亦停之。

大同三年には、直講（明経科の教官）の定員を割く形で、紀伝博士一名が置かれた。【史料1】には見えないが、このとき紀伝得業生と紀伝生も置かれたとみて差し支えない³。承和元年には、紀伝博士・紀伝得業生・紀伝生が停められ、紀伝博士については、代わりに文章博士一員が加え置かれた。

教科内容は、学科名が示すとおり、中国史書の学習と考えられている。『弘仁式』に見えるテキストの中では、三史（『史記』『漢書』『後漢書』）が該当する。

【史料4】紅葉山文庫本『令義解』学令書入（『弘仁式』大学寮逸文）

大学弘仁式云、凡応ニ講説一者、春秋・礼記各限ニ七百七十日一、周礼・儀礼・毛詩・律各四百六十日、周易三百一十日、尚書・論語・令（各脱カ）二百日、孝經六十日。三史・文選各准ニ中經一。

紀伝博士の勇山文繼が嵯峨天皇に『史記』を講じていることも⁴、その証左となろう。

紀伝科について先行研究で合意が得られているのは、おおよそ以上の点に尽きると言つても過言ではない。

2 擬文章生の創設と紀伝科の廃止

ここで、擬文章生に注目したい。擬文章生とは、九世紀後半から史料に現れる文章科の生徒で、文章生の下位に位置する。

【史料5】『延喜式』大学寮37擬文章生条⁵

凡擬文章生、以ニ廿人一為レ限。補ニ其闕一者、待ニ博士拳一、即寮博士共試ニ一史文五条一、以下通ニ三以上一者上補之。其不レ住ニ寮家一者、不レ得ニ貢拳一。

擬文章生は、定員二十名。大学寮が一史の文五条の白読を課して、三以上に通じた者を取った。擬文章生は、春と秋に式部省が行う詩賦の試験（文章生試）を受け、合格すれば文章生になることができた（後掲【史料6】）。擬文章生の創設を示す直接の史料はないが、登省宣旨の存在から、貞觀八年（866）までには設けられていたことがわかる⁶。

古藤真平氏は、さらに踏み込んで、天長四年（827）に「俊士が廃止されるに際して、寮試で選抜される擬文章生が新設され、それを正規の受験者とする省試としての文章生試が創始された」と想定した⁷。俊士は、弘仁十一年（820）のいわゆる「文章科の貴族化」政策によって新設されたもので、定員は五名。文章生の中の優秀な者から式部省の試験で選ばれ、俊士のうち優秀な者が秀才生（文章得業生を改称）となつた⁸。

古藤説は、「俊士－文章生」と「文章生－擬文章生」の両制度に関して、定員や試験の方式の違いよりも、大学寮・式部省の二段階選抜が行われるという共通点を重視したものである。しかし、擬文章生の選抜に用いられるテキストは「一史」である。天長四年には、中国史書を専門に学ぶ紀伝科がまだ存在しており、わざわざ他の学科の領域と重複する試験が作られたとみるのは、想定として不自然ではないだろうか。

むしろ、擬文章生の選抜試験が一史の素読であるのは、それが元来、紀伝生の選抜試験の内容だったから、と考えてみてはどうか。擬文章生の定員が二十名で一つの学科に匹敵する規模であるのも、紀伝生の定員が文章生・明法生・算生と同じ二十名だったから、とは考えられないか。

さらに推測を重ねれば、紀伝科の廃止によって、紀伝生は突然行き場を失ったはずである。擬文章生とは、彼らを文章生試の優先的な受験者とした一時的な救済措置が、恒常的な制度として定着した姿なのではなかろうか。もちろん、紀伝生廃止の事実は動かないが、現実的な対応策が採られた可能性を追求する余地はあるように思う⁹。

それでもし、この推測が正しいならば、紀伝生の実態を考えるにあたっては、『延喜式』などに見える擬文章生関連規定から遡及的に考えることが、一つの有効な方法となるのではなかろうか。そこで次章では、上記の推測が正しいと仮定した場合、どのような紀伝科像が描けるのか、『延喜式』の擬文章生関連規定を手がかりとして検討していきたい。

III 擬文章生と紀伝科の諸相

1 紀伝科と進士試

擬文章生は、春もしくは秋に、式部省で詩賦の試験を受け、及第すれば文章生になることができる。

【史料6】『延喜式』大学寮36文章生試条

凡擬文章生、毎年春秋簡試、以三丁第已上者—補三文章生—。縱落第之輩猶願—割—、聽—任舉—之。

これは紀伝生にはあてはまらない。擬文章生設置以前の文章生試受験者が史学学生¹⁰であったことは、正史の薨卒伝や『公卿補任』の尻付などに見えるとおりであって、紀伝生が文章生になることはない。

紀伝生は、紀伝得業生となり、進士試を経て出身するのが標準的なあり方であったと私は考える。古藤氏は「紀伝試」の存在を想定しているが¹¹、学科の創設とともに新しい試験が作られたとみる必要はないと思われる。中国の進士試が史書の学習を前提としたものであることは、『唐会要』卷七十五所載の永隆二年（681）八月詔に「進士不レ尋—史伝—、

唯誦二旧策一、開元二十五年（737）正月勅に「進士以二声韻一為レ学、多昧二古今一」として、それぞれ現状を批判していることから明らかである。日本の進士試も性格は変わらないとすれば、中国史書を専門に学ぶ紀伝生が受験するものとしては、進士試こそがふさわしい。『弘仁式部式下断簡』の「試二貢人及雜色生一」で言及されている試験が、秀才・進士・明經・明法・算の五つのみであること、新しい試験が作られなかつた傍証となろう¹²。また、弘仁十一年（820）に文章科に秀才生が置かれ、文章科を秀才試のみに対応させる動きが起こったのも、紀伝科が主として進士試に対応することを踏まえての施策と考えれば、理解しやすい。

さて、進士試では、時務策二条に加えて『文選』『爾雅』の音読が課されるが¹³、紀伝生は『文選』『爾雅』の音をどこで学ぶのだろうか。紀伝科が置かれた大同三年（808）当時、『文選』『爾雅』は、十六歳以下の史学を学ばんと欲する大学生（＝史学学生）が最初に音読するテキストに指定されていた（後掲【史料12】）。ここから私は、紀伝生は史学学生から選ばれ、史学学生時代に、『文選』『爾雅』の音を学習することになっていたとみるのが、最も自然な想定ではないかと思う。紀伝生は、文章生と相並ぶ形で、史学学生の上位に置かれたのではなかろうか。

以上、紀伝科の学生は進士試を経て出身すると想定されること、紀伝生は文章生と同じく史学学生の上位に置かれたと考えられることを述べた。

2 紀伝生と食口

擬文章生は、試験を受けずに食口に預かることができた。

【史料7】『延喜式』大学寮38食口条

凡学生補二食口一者、令下得業生・文章生等各隨二其業一試上之。五条之中通二三以上一為二及第一。〈音生・書生博士試レ之。〉但明經・明法・算等生、先奉二遊學試一、紀伝学生歷二寮試一者、不二更試一レ之。

これは、食口に預かる学生を選抜する試験（以下、食口試とよぶ）の方式と、試験免除の要件とを規定した条文である。擬文章生は、但し書きに見える「紀伝学生歷二寮試一者」にあたり、試験免除の要件を満たしていることから、無試験で食口に預かることができたといえる。

この条文と密接に関わる史料として、以下の二通の宣旨が挙げられる。

【史料8】『類聚符宣抄』第九

美努連清名 〈年十六〉

右人、故明經得業生全人之男也。早亡二其父一、單子獨共。被二左大臣（源常）宣一備、宜下仰二大学寮一准二都朝範一預中食口上者。

承和十四年正月廿九日

大外記朝原良道〈奉〉

同日仰二大学少属丈部宮成一了。

【史料9】『類聚符宣抄』第九

蔭孫都宿祢文憲〈年廿〉

右人、故少外記広田麻呂之男也。被二大納言藤原朝臣良房宣一偁、宜下仰二大学寮一令中充レ食習学上者。

承和十四年六月九日

大外記朝原良道〈奉〉

従来、これらの宣旨は、承和十四年（847）当時の食口の制度が、一般の学生に対する給費とは別の、貧困学生のみを対象とした給費であること、『延喜式』に規定される食口試が、承和十四年以降にできた新しい制度であることを示すものと理解されてきた¹⁴。しかし、そのような理解には疑問がある。【史料8】で「准二都朝範一」と個別の事例を引いていることは、貧困学生を食口に補すことが制度化されていない例外的な措置であることを強く示唆する。これらの宣旨は、学生を食口に補す際に必ず下される一般的なものではなく、食口試を受験すべき学生に対して、無試験で食口に預かることを許可する特別なものとみるべきではなかろうか。

さて、都文憲は蔭孫であり、美努清名も、明記されてはいないものの、蔭孫と推測される。登省宣旨において学生の蔭や位階を書かない事例が見られることを考慮に入れれば、清名について「蔭孫」が省略されたとみることは十分可能である。両者は、二十歳以下の五位以上子孫に入学を義務付けた天長元年（824）官符により、遊学試を受験せずに入学したと考えられる¹⁵。したがって、食口に預かるためには食口試に合格しなければならないが、早くに父を亡くしていることをもって¹⁶、それぞれ食口試の免除を申請し、許可されたのであろう。

ここで注意すべきは、両名が譜第の学者の家系に属すると推定されることであり、審査の際の重要な判断基準になったと思われる。文憲の父広田麻呂は、『文華秀麗集』にその詩が採録されている著名な文人で、祖父は文章博士腹赤の可能性が高い¹⁷。清名の父全人は明經得業生であり、祖父は特定できないが、『懷風藻』に見える八世紀前半の大学博士美努連淨麻呂・神護景雲三年（769）に文章博士となった美努連智麻呂¹⁸の家系に連なる者であろう。また、父の専門分野から推して、清名は明經生、文憲は史学学生であったと推定される。

以上、若干話が逸れたが、食口試が承和十四年には成立していたとみられることを述べた。では、承和十四年以前には、どのくらいまで遡るのであろうか。この点については、今のところ不明とせざるを得ない。ただし、もし食口試が紀伝科廃止の承和元年（834）以前から行われていたならば、紀伝生は試験を受けずに食口に預かることができたと考え

られる。『延喜式』の規定（【史料7】）で、明經生・明法生・算生で先に遊学試を奉じた者と、紀伝学生で寮試を歴した者が試験を免除されるのは、食口試の方式が遊学試や寮試と同様であったためとみられる¹⁹。具体的には、当該分野のテキストについて自読五条を出題し、三条以上に正答した者を合格とする方式である。紀伝学生の受ける寮試、すなわち擬文章生選抜試験の方法は【史料5】のとおりであり、これは紀伝生選抜試験の規定を踏襲したものとみるのが本稿の立場である。したがって、食口試と同一方式の試験にすでに合格している紀伝生は、試験免除の対象となつたと考えられる。また、紀伝生は文章生と同じく史学学生の上位にあったとみられるから、紀伝生は文章生とともに、食口試を実施する側に回ることができたかも知れない。

以上、食口試が紀伝科の存続時期にまで遡るかは不明であるが、もし行われていた場合は、紀伝生は文章生と同じく試験を免除され、優先的に食口に補されていた可能性が高いことを述べた。

3 文章生試と紀伝生試

擬文章生になるには、博士の挙を得て、試験に合格しなければならない。また、博士の挙を得るためにには、寮家に住んでいなければならない。史料は既出だが、再度掲げておく。

【史料5】『延喜式』大学寮37擬文章生条

凡擬文章生、以ニ廿人一為レ限。補ニ其闕一者、待ニ博士挙一、即寮博士共試ニ一史文五条一、以下通ニ三以上一者上補之。其不レ住ニ寮家一者、不レ得ニ貢挙一。

この規定がもともと紀伝生選抜試験（以下、紀伝生試とよぶ）の規定であったと考えられることは、Ⅱの2で述べたとおりである。冒頭の「凡擬文章生」は、『弘仁式』では「凡紀伝生」であったと推定される。試験の方式——寮試として行われること、五条出題され三条以上に通じた者が合格とされること——は、明証はないものの、大きく変わっていないとみて差し支えなかろう。「其」以下の付帯条件については、延喜十四年（914）の三善清行『意見十二箇条』に、「又式云、『学生不レ住ニ寮家一者、不レ得ニ薦挙一』者。比年雖レ有ニ此式一、不レ能ニ施行一者、依ニ学生之無一レ食也。」とみえることから、『貞觀式』以前に遡ることが知られるが²⁰、『弘仁式』すなわち紀伝生試の段階に遡るか否かは不明である。

ここでは、「待ニ博士挙一」に注目してみたい。ここでいう「博士」とは、いったい何博士だろうか。後世の史料になるが、『桂林遺芳抄』によれば、それは文章博士である。同書に収められた実例の一つを挙げておこう。

【史料10】『桂林遺芳抄』

請レ令レ奉ニ擬文章生試一学生等事

合

蔭孫正六位上菅原朝臣治長〈宣旨分、〉

牒。件人々、通ニ習史漢一、堪レ為ニ擬文章生一、仍貢挙如レ件。謹牒。

応永十六年十月三日

正四位下行少納言兼侍従文章博士信濃權守菅原朝臣長方

正四位下行大学頭兼少納言侍従文章博士越前權守菅原朝臣長一（遠）

応永十六年は西暦1409年であり、『桂林遺芳抄』に見える他の事例も十五世紀初頭のものであるが、桃裕行氏が推測するように、平安時代にも同様の挙状が発せられていたとみて差し支えないと思われる²¹。八世紀末には、学生が文章生に「推補」された事例が確認でき（後掲【史料11】）、文章博士による学生の推挙は、八世紀末以前に遡る。

この事実は、学生が文章生になる以前から文章博士の指導を受けている可能性を示すものとして重要である。「いったん儒学科（明経科のこと：引用者注）に入学した学生が、改めて文学科（文章科のこと：引用者注）を受験し文学科に転科する」²²といった説明は、再検討の余地がある。

さて、紀伝生試についてであるが、紀伝生が史学学生の上位にあり、文章科と紀伝科が並列の学科構造をとること、文章生試では、八世紀末に文章博士による学生の推挙が行われていることから、紀伝生試においては、紀伝博士によって史学学生が大学寮に挙送されたと考えられる。「侍ニ博士挙一」の句は『弘仁式』にも存在し、紀伝博士を指していたのであろう。

4 小 結

以上、三節にわたる検討の結果をまとめておく。

紀伝生は定員二十名で、史学学生から選ばれる。紀伝博士の挙を得た史学学生は、大学寮で一史の文五条の白読を課され、三以上に通じれば紀伝生となることができる。紀伝生の上には紀伝得業生二名がおり、進士試を経て出身することが期待されていた。また、紀伝生の給費については不明ながら、食口試が紀伝科の存続時期まで遡る場合は、紀伝生は優先的に食口に補されていた可能性が高い。

IV 紀伝科の成立をめぐって

1 紀伝科成立の歴史的前提

本章では、Ⅲでの検討結果を踏まえて、紀伝科成立に至る過程を時間軸に沿ってみていきたい。

天平二年（730）に成立した文章科は²³、八世紀を通じて大きな発展を遂げた。紀伝科成立の前提として第一に押さえておくべきは、八世紀末における発展した文章科の姿である。次に掲げる南淵弘貞（もと坂田弘貞）の伝はその姿を具体的に示すものである。

【史料11】『公卿補任』天長二年（825）条 参議從四位下南淵弘貞

宝亀七生。少遊ニ学館一、涉ニ狩百家一。弱冠推ニ補文章生一。大同元五廿四少内記。

（以下略）

この史料は、三つの点で重要な意味をもつ。第一に、大学への入学と文章生への補任を併記する初見史料であること。換言すれば学生→文章生というルートを辿った初例であること。第二に、『経国集』卷十四に文章生試の合格答案「奉レ試詠レ梁、得ニ塵字一」が収められており、文章生試が詩賦試として行われた確実な初例であること²⁴。第三に、Ⅲの3でも触れたとおり、学生が文章博士の挙により文章生試を受験した初例とみられること、である。弱冠を二十歳として計算すると、文章生に推補されたのは延暦十四年（795）のこととなる。以上をまとめると、遅くとも延暦十四年ごろには、文章得業生・文章生・学生という三段階の生徒を抱える拡大された文章科が成立しており、文章博士が学生を大学寮に挙送し、寮が詩賦を試して文章生に補すことが行われていた、と言える。

紀伝科成立の前提として次に重要なのは、延暦十七年（798）の太政官宣である。

【史料12】『令抄』『史記抄』所引延暦十七年二月十四日付太政官宣²⁵

太政官宣

一 諸讀書出身人等、皆令レ読ニ漢音一、勿レ用ニ吳音一。

一 大学生年十六已下、欲レ就ニ明經一者、先令レ讀ニ毛詩音一。欲レ就ニ史學一者、先令レ讀ニ爾雅・文選音一。

右大納言從三位神王宣、奉レ勅、件二条、宜レ仰ニ所司一永令ニ施行一。

延暦十七年二月十四日

この官宣の第二条は、学生に「欲レ就ニ明經一者」と「欲レ就ニ史學一者」の両者が存在することを明示する史料として、早くから注目されてきた。問題は、官宣以前から両者が明確に分かれていたのか、この官宣によって両者が明確に分かれるようになったのか、いずれの解釈を探るのが妥当かという点である。私は、延暦十七年官宣を画期として、薨卒伝に見える官人の教養に関する表記が「経史」から「史漢」「史伝」に変わったとする西別府元日氏の指摘²⁶を重視し、この宣言によって、七経と三史・『文選』の兼習が事实上不可能になり、明経学生と史学学生が明確に分けられたものと理解したい。

以上、紀伝科成立の前提として、延暦十七年段階における明経科と文章科の関係を図示しておこう（図1）。

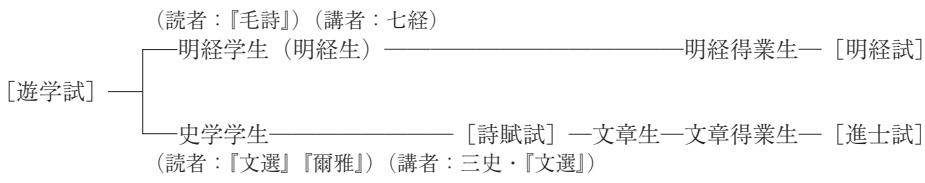


図1 延暦十七年段階の明経科と文章科

2 大同元年勅と紀伝科の成立

紀伝科成立直前の動向として注目されるのが、大同元年（806）の貴族子弟に対する就学義務化である。

【史料13】『日本後紀』大同元年六月壬寅条

勅、諸王及五位已上子孫十歳以上、皆入ニ大学一、分レ業教習。依レ蔭出身、猶合レ上レ寮。經ニ一選—□□□大舍人。但情ニ願遂—レ業者聽之。

この勅によって、諸王と五位已上子孫（おそらく四位・五位の孫を含む）で十歳以上の者は、皆大学寮で一選の間²⁷勉学に励むこととなった。この時、学生数は急増したとみてまざ間違いない。新たに入学した者は、延暦十七年官宣に従い、『毛詩』あるいは『文選』『爾雅』の音読から学習を始めたのであろうが、「明経」よりも「史学」に人数が集中したと予想される。新入生の中には、「朽木難レ琢、愚心不レ移」²⁸と称されるような不真面目な者もいたが、逆に「情ニ願遂—レ業」という熱心な者も一定数いたはずである。しかし、「情ニ願遂—レ業者」が増加したにも関わらず、成業のための門戸は今までどおりの狭さであり、却って成業が一段と難しい状況になったのではなかろうか。明経・明法・算は貴族子弟が成業を目指すような学問ではないし、文章生になるには、難関の詩賦試に及第しなければならなかった。また、文章博士一名では、一書の講義しかできず、急増した史学学生に対応することが難しくなったことが予想される。

これらの事態を開拓するために、紀伝博士一名を置いて講書の幅を増やし、紀伝生二十名を設け、その採用試験を詩賦より簡便な一史の白読とすることで、成業への道を拡げたのではないかと、私は考える。

紀伝科の設置が、史学学生の増加によって生じた問題への対応策である、という考え方自体は、先行研究と変わるものではないが、従来は学生増の原因を、八世紀後半の状況に求めていた。私はそうではなく、大同元年における貴族子弟への就学義務化こそが、学生数の増加をもたらし、紀伝科の成立を導いた最大かつ最も直接的な原因と考える。

なお、紀伝博士をまったくの新置ではなく、直講一名を割く形で置いたのは、平城朝の冗官整理の方針に合致するものであり、異とするに足りない。明経科教官は、請益生として遣唐使に随行することがあり²⁹、教官数には余裕があったと考えて差し支えなかろう。

3 小 結

紀伝科は、八世紀末における“拡大”文章科の存在と、延暦十七年（798）官宣による明經・史学学生の分離とを前提とし、大同元年（806）の貴族子弟に対する就学義務化を直接の契機として成立したものであった。

紀伝科成立後の明経科・文章科・紀伝科の関係を図示しておこう（図2）。

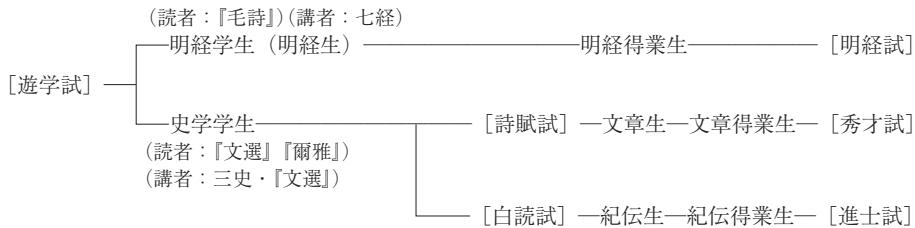


図2 明経科・文章科・紀伝科の関係

V むすびにかえて

最後に、成立後の紀伝科について若干の見通しを述べて、結びにかえたい。

文章科と並列的に設けられた紀伝科であったが、先学の想定どおり、文章科ほどの人気を得ることはできなかったと思われる。紀伝科成立の契機となった貴族子弟への就学強制が弘仁三年（812）に撤回され³⁰、再び学生数が少なくなったことも理由の一つであろうが、より根本的な理由の一つとして、文章生は節会に参加して詩を賦すことができたが、紀伝生はできなかつた点が挙げられよう。

『延喜式』式部省下24九月九日条には、菊花宴について「応レ召ニ文人一者、前二日省簡ニ定文章生并学生・諸司官人堪ニ属文一者、（中略）余節応レ召ニ文人一者准レ此」とあり、『弘仁式』にもほぼ同文の「応レ召ニ文人一者、簡ニ定文章生并諸生・官人堪ニ属文一者、（以下略）」という規定があったことが知られる³¹。正史に「文人」を召して賦詩せしめたとするものには、おおよそ文章生が参加していたとみてよからう。

そのような場で禄を賜ることもメリットの一つであろうが、最大のメリットは、藤原愛発薨伝に「大同年中為ニ文章生一、屢献ニ應詔之詩一」³²とあるように、天皇あるいは上級貴族の知遇を得る機会が豊富に存在したことであろう。出自が卑しくとも、文才を認めてもらえば、通常ではありえない早さで高位高官に昇ることができる——。紀伝科が存在していた嵯峨・淳和朝は、まさにそのような時代であった。

以上、紀伝科の実態と成立の経緯について、多くの推測を交えながら述べてきた。すべては、紀伝生の後身が擬文章生であるという仮説が出発点となっているが、一点突破の試論に過ぎず、さらなる検証が必要である。ただ、そのように考えることで、従来大部分が

不明瞭であった紀伝科やそれを取り巻く諸制度うち、幾分かは明瞭に把握できることが示せたと思う。しかしながら、紀伝科成立の前提となった“拡大”文章科成立の経緯、擬文章生試受験者に対する寮家居住規定の淵源、紀伝科消滅の過程と理由など、触れるべくして触れ得なかった点は、数多い。課題は山積しているが、今後の検討を期して、ひとまず拙い稿を終えたい。

註

- 1 紀伝科に触れている主な先行研究として、桃裕行 1994『上代学制の研究〔修訂版〕』思文閣出版（初版は1947 目黒書店）、久木幸男 1990『日本古代学校の研究』玉川大学出版会、古藤真平 1993「文章科と紀伝道」『古代学研究所研究紀要』3、二星潤 2003「大学における紀伝と文章」『続日本紀研究』347が挙げられる。
- 2 狩野文庫本ではこの位置に「加件博士」の四字があり、「宜下停ニ記伝博士—加中件博士一員上」となる。関晃監修、熊田亮介校注・解説 1989『狩野文庫本類聚三代格』吉川弘文館 p.36・p.136。
- 3 桃前掲註1著書、p.114・p.117。古藤前掲註1論文、p.7。二星前掲註1論文、p.11。
- 4 『類聚国史』卷二十八、弘仁七年（816）六月己酉条。
- 5 以下、『延喜式』の条文番号および条文名は、虎尾俊哉編 2017『訳註日本史料 延喜式 下』集英社に拠る。
- 6 『類聚符宣抄』第九、貞觀八年（866）閏正月十五日付宣旨。古藤真平 1991「文章得業生試の成立」『史林』74-2 p.58。
- 7 古藤前掲註6論文、p.59。
- 8 『本朝文粹』卷二、天長四年（827）六月十三日付太政官符。
- 9 紀伝生とともに廃止された紀伝得業生の救済措置については、手がかりがなく断案を持たない。ただ定員は文章科・明法科・算科の得業生と同じく二名と推定されるので、廃止時に定員を満たしていたとしても、課試受験や文章得業生・文章生への編入、あるいは任官などで短期間のうちに解決できたと考えておきたい。
- 10 実例では「紀伝学生」とよばれているが（『類聚符宣抄』第十、安和元年（968）八月廿二日付宣旨など）、紀伝生と紛らわしいので、本稿では、延暦十七年（798）二月十四日付太政官宣（【史料12】）の「欲レ就ニ史学一者」という表現に基づき、「史学学生」と仮称しておく。
- 11 古藤前掲註1論文、p.7。
- 12 『弘仁式』は、基本的には紀伝科存続期間の有効法である。ただし、『弘仁式部式下断簡』が承和七年（840）施行の「改正遺漏紺繆格式」であり、天長七年（830）施行の式に存在した「紀伝試」の記述が削除されている可能性は残る。
- 13 選叙令29秀才進士条、考課令72進士条。
- 14 桃前掲註1著書、p.363。久木前掲註1著書、pp.115-116・p.192。
- 15 『類聚三代格』天長元年（824）八月廿日付太政官符、『延喜式』大学寮34遊學試条。
- 16 広田麻呂が没したのは、天長六年（829：文憲二歳）から同八年（831：文憲六歳）の間とみられる。広田麻呂が最後に見えるのが『類聚符宣抄』第六・天長六年三月十三日付宣旨で、この時少外記。少外記の定員が他の人間で確実に埋まるのが天長八年である。
- 17 都宿祢氏（あるいは改姓前の桑原公氏）で、承和十四年以前に内五位以上の位階を得たこと

が知られる人物は、天長二年（825）に正五位下で卒した腹赤のみである（『日本紀略』天長二年七月戊申条）。

- 18 『続日本紀』神護景雲三年（769）十一月丙寅条。
- 19 久木前掲註1著書、p.202。
- 20 虎尾俊哉 1964『延喜式』吉川弘文館 pp.132-133。
- 21 桃前掲註1著書、p.267。なお、『朝野群載』卷十三・紀伝上の目録には「擬文章生貢挙」とあるが、現行本文には相当するものがない。
- 22 久木前掲註1著書、p.131。
- 23 文章科の成立年次については、神亀五年（728）か天平二年（720）か論者によって意見が分かれるが、筆者は天平二年説を探る。先行研究の整理は、古藤真平編 2016『紀伝道研究史料集一文武朝～光孝朝一』古代学協会研究報告第12輯 pp.11-16を参照。
- 24 『経国集』で弘貞の一首前に載っている、小野岑守「奉レ試詠レ天」の方が、年代的に古い可能性があるが、年次を特定できない。
- 25 桃前掲註1著書、p.127の校訂に従う。
- 26 西別府元日 1982「律令制下における歴史教育の展開について」『大分大学教育学部研究紀要〔教育科学〕』6-2 pp.20-21。同 1983「古代教育史における薨卒伝の基礎的研究」『大分大学教育学部研究紀要〔教育科学〕』6-5 p.15。
- 27 久木氏は四年とするが（前掲註1著書、p.151）、内分番に准じて六年とみるべき。大同元年（806）より数えて六年後の弘仁三年（812）に義務化が撤回されているのは（『日本後紀』同年五月戊寅条）、選限を迎へ、ひとまずの政策的結果が出たためとみられる（鈴木蒼 2020「九・十世紀の「文人官僚」」『史林』103-4 p. 7註⑧）。おそらく結果は芳しくなかったのであろう。
- 28 『日本後紀』弘仁三年（812）五月戊寅条。
- 29 直講伊与部家守（『令集解』学令5 経周易尚書条所引延暦十一年（792）三月十六日付太政官符）・助教豊村家長（『日本紀略』延暦二十二年（803）四月癸卯条）の例が知られる。
- 30 『日本後紀』弘仁三年（812）五月戊寅条。
- 31 『年中行事秘抄』『師光年中行事』。
- 32 『続日本後紀』承和十年（843）九月辛丑条。

挿図出典

いづれも筆著作成